

文化大革命の暴力：
何が明らかになり、何が明らかになっていないのか

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-05-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷川, 真一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00010096

文化大革命の暴力

—何が明らかになり、何が明らかになっていないのか—

谷川真一

1. はじめに

文化大革命50周年を記念する今回のシンポジウムでは、文化大革命（以下、文革）の暴力が大きなテーマとなった。報告者6人のうち4人（アンドリュー・ウォルダー、宋永毅、蘇陽、谷川真一）がそれぞれ異なる視点から文革の暴力に関する新しい知見を発表した。これは一つには、上記のウォルダーや宋永毅に加え、楊海英などパイオニアたちの努力により、近年文革をめぐる資料環境が急速に改善されたことによる。その反面、逆にいえば、運動開始から半世紀の間、文革ではいったい何人の命が奪われ、迫害の犠牲者は何人いたのか、誰が誰を、なぜ、どのように殺し、殴り、罵倒したのかという、本来最も基本的かつあらゆる議論の前提となるべき、事実に関する情報が欠如したまま、これまでの文革についての議論が行われてきたということを意味する。

ここでは、今回のシンポジウムでの報告のうち、互いに関連するウォルダー、蘇、谷川の報告を中心に、文革の暴力についてこれまで明らかになったことと、今後明らかにすべき課題を整理し、今後の文革研究の進展のための一助としたい。

2. マクロレベルからみた人的被害の規模とパターン

まずウォルダーが収集・作成した文革データをもとに、文革の人的被害の実態をマクロ的に提示しておく。このデータ作成プロジェクトは、ウォルダーが20年近くにわたり2,213の地方誌（県誌、市誌）を収集し、データ化したものである（Walder and Su 2003; Walder 2014）。その間、本稿の筆者を含む14人の大学院生が香港での地方誌からのデータ収集と、米国（スタンフォード大学）での解説、データ入力の作業に携わった。管見によれば、これは現状では唯一の客観的な資料に基づいた文革の人的被害についての推計データである。

さて、まず文革による死者数はこれまで下は40万人から上は1000万人までさまざまな憶測がなされてきたが、今回の推計で110～160万人であることが明らかになった（Walder 2014）。次に、被迫害者数（「階級敵人」のレッテルを貼られたり、吊し上げ、闘争集会での公開批判、「牛棚」での監禁など様々な精神的・肉体的な迫害を加えられた人々の数）は2200～3000万人に上る。これは仮に被迫害者1人につ

き4～6人の家族成員（配偶者、両親、子）がいたとすれば、1億人以上が文革によって直接的な精神的苦痛を受けたことになる。これは当時の人口約7億5000万人の実に13パーセントにあたる。

次に、文革の暴力はいつ、どの段階で発生したのであろうか。今回のデータで明らかになったことのなかで最も注目すべきことの1つは、文革による死者数は1968年の春から秋にかけての時期に圧倒的に集中していることである。これは文革の最も激しい形態の暴力が、これまで研究者の関心が集まりがちであった紅衛兵・造反派による運動や造反派間の派閥抗争（武闘）によって生じたのではなく、各地で派閥抗争が収束し新たな権力機構である革命委員会が成立した後に生じていたということの意味する。なかでも最も多くの犠牲者を出したのが同時期に行われた「階級隊列の整頓（清理階級隊伍）」であり、実に文革に起因するすべての死者数のうちの半数以上（55%）はこの肅清運動の犠牲者であった（Walder 2014: Table 2, p. 521）。「清隊」による死者数は、派閥組織間の武闘による死者数の実に3倍以上に上る。つまり、文革の最も暴力的な時期は、1966年夏から1967年初めの奪権にかけての紅衛兵・造反派労働者による造反運動の時期でも、1967年夏から1968年夏まで派閥間の武闘の時期でもなく、1968年半ば以降の秩序回復後に訪れているということである。

次に、文革の暴力がいつ発生したのかは、それがどのような性質のものであったのか（暴力の性質）、誰によって行われ、誰を対象としていたのか（暴力の加害者と被害者）に密接に関わっている。暴力の主体、すなわち誰が暴力を働いたのかであるが、これは圧倒的に「当局者の行為（actions of authorities）」によるものが「造反者の行為（actions of insurgents）」を上回っていたことが判明している。ここで「当局者」とは、地方政府（多くの場合、県・市革命委員会）、軍、公安とそれらの幹部・人員のことを指す。文革によるすべての死者のうち、実に4分の3（74%）はこれら当局者が加害者となったものである。つまり、文革による暴力の大半は、紅衛兵や造反派労働者のような非エリート・アクターによる下からの幹部や上司、教員などに対する暴力行為や、造反派同士の武闘によって生じたのではないということである。文革で最も多くの犠牲者を出した暴力の形態は、軍と政府（革命委員会）幹部によって行われた上からの抑圧的暴力であったということになる。

さて、以上の新たな知見は何を意味するのであろうか。まず、これまで文革の暴力といえば、紅衛兵の教師、幹部等に対する暴力か、造反派間の武闘がイメージされることが多かったが、これ自体が共産党政権の情報操作によってもたらされた文革観であった可能性がある。さらにいえば、これまでの文革研究もまた程度の差こ

そあれ、この文革観に影響されてきたといえる¹⁾。いずれにせよ、今回のウォルダールの研究により、文革の暴力に関する研究はようやくスタートラインに立った感があり、これらの知見は今後の研究のベースラインとなるであろう。

3. 特定の地域を対象とした事例研究

近年個別の地域における文革の暴力に関する研究も進展を見せはじめている。新たな資料を駆使したこれらの研究は、今のところ内モンゴル、広西、チベット、陝西など一部の地域についての事例研究に限られ、それら相互の比較や各事例の一般化可能性についての検証はまだまだこれからである²⁾。ここでは、これら個別の事例研究の成果を紹介するとともに、それらを相互に関連付け、初歩的な知見の体系化と今後の課題の抽出を試みたい。なお、ここでは紙幅の関係もあり、上述のウォルダールの研究によって文革の死者数の大半が集中していることが判明した、1968年から69年にかけて発生した上からの抑圧的暴力に対象を限定したい。

内モンゴル自治区の内人党虐殺事件

まず特定の地域における文革の暴力に関する研究のなかで最も蓄積の多いのは、内モンゴルの内モンゴル人民革命党（内人党）虐殺事件³⁾に関するものである（Hyer and Heaton 1968; Jankowiak 1988; Sneath 1994; Brown 2006; 図們、祝 1995; 楊 2009, 2014; 啓 2010)⁴⁾。この事件は、1967年11月から1969年5月に内モンゴル全域で行われた主にモンゴル人幹部・民衆に対する大規模な冤罪・虐殺事件を指す。この肅清運動の犠牲者は、逮捕・拘禁された人が34万6000人、死者数は1万6222人（図們、祝 1995:2）とも2万7900人（郝 1991）ともいわれる。これらの数字は当局側の統計に依拠した見積もりであるとされ（当局側の見積もりがどのような根拠に基づくものかは明らかにされていない）、実際の犠牲者数はそれらを上回るとする研究者も少なくない。しかし筆者の管見によれば、最近の研究でもこれらの当局側の見積もりが引用されており、未だに客観的な資料に基づいた死者数、被迫害者数は明らかにされていない。

¹⁾ またこれは宋永毅（2006:21）が指摘するように、「中国の知識人」による学術的・文学的営為によって「無意識にねじ曲げられた歴史」でもある。宋は「傷痕文学」などが「紅衛兵」、「造反派」の悪事を強調したために、本来ならば負うべきではない歴史の罪を彼らが担わされることになったと述べている。

²⁾ 本稿を執筆中に金野純（2016）による青海省の「2・23事件」とその後の政治プロセス、弾圧的暴力に関する論考を入手した。同論文は本稿の内容と密接に関連しているが、時間の関係でここではそれを正面から取り上げることはせず、一部の特に関連する点を指摘するにとどめたい。

³⁾ 内人党虐殺事件は「ウランフー反党叛国集団」肅清と合わせて「えぐり出し、肅清する（挖肅）」運動とも呼ばれる。

⁴⁾ 内人党虐殺事件と周縁地域の文革に関する研究の動向に関して、詳しくは谷川（2016）を参照。

内人党虐殺事件の発生原因としては、①マクロ環境要因、②（各レベルの）指導者の意思決定、③組織、④集団の境界に焦点が当てられてきた。①のマクロ要因については、大きくウラーンフーと中央との間の民族工作をめぐる「路線闘争」と、近現代の民族関係の2つの要因が指摘されている。前者は草原の開墾、土地改革・階級区分、言語政策、「反大漢族主義」などをめぐるウラーンフーと中央指導者との確執が、ウラーンフーの解任から開始された文革のモンゴル人弾圧の背景となったと指摘する（例えば、啓2010：第1章）。

また楊（2009, 2014）は、内モンゴルをめぐる近現代の民族関係・国際関係の重要性を指摘している。それによれば、文革期の共産党政権によるモンゴル人弾圧は、1920年代に始まるモンゴル人の「民族自決運動への清算」と、1960年代の中ソ対立による犠牲という2つの歴史の帰結である。「民族自決運動への清算」とは、東部出身のモンゴル人を主体とする内人党の満州国時代の「対日協力」の罪と、1945年の日本の敗戦・満州国崩壊後にモンゴル人民共和国との統一を目指した「祖国分裂」の罪という2つの「原罪」に対しての報復を意味する。このような中共政権のモンゴル人に対する歴史的不信が、1960年代の中ソ関係の緊張のなかで、「反修正主義の最前線」に位置付けられた内モンゴルの安全保障上の懸念と結びつき、民族弾圧を惹き起こしたとする。

②の指導者の意思決定については、中央、自治区、基層の各レベルの指導者が、どのように（どの程度）虐殺事件に関与し、直接・間接の責任を有するののかということが争点となってきた。中央指導者の関与については、中共政権が内人党事件を江青や康生の責任に帰してきたのに対し、最近の研究では中央でこの時期の肅清運動を主導した毛沢東と、（他の多くの地域と同様に）内モンゴルの文革を統括する立場にあった周恩来の責任を指摘する論者も少なくない（楊2009, 2014；啓2010）。

一方、それ以上に大きな争点となってきたのは、滕海清（内モンゴル軍区代理司令員、自治区革命委员会主任）、高錦明（内モンゴル自治区党委員会書記処書記）など自治区の指導者が果たした役割である。特に滕海清に関しては、彼が中央の指示の「伝達者」に過ぎなかったとする見方（Brown 2006）から、中央が始めた肅清運動を「雪だるま式（滾雪玉）」に拡大させていったとする見方（啓2010）、そして彼の「ヘイト・スピーチ」がモンゴル人虐殺を惹き起こす直接の原因となったとする見方（楊2014：第1章）まで、一見様々な見方が存在する。しかしこれらの一見異なる見方からは、滕が中央によって与えられた「ウラーンフーの民族分裂主義」、「裏切り者、スパイ」、「内人党」といったフレームを現地で喧伝・拡大することにより、モンゴル人に対する偏見や憎悪を駆り立てていくプロセスをみて取ることができる。

一方、これまでの研究では、市・盟レベルや基層レベル（県・旗以下のレベル）における指導者の「意思決定」が充分に明らかになっていない。これは内人党虐殺

が自治区内のすべての地域・行政レベルで同じような激しさと発生したのか、または特定の地域・行政レベルに集中していたのか、という問いにつながる。仮に市・盟、県・旗以下のレベルで暴力の規模（犠牲者数）に顕著な差異がみられたとすれば、そのレベルの指導者の意思決定やその他の要因（民族構成や軍部隊の駐屯など）を明らかにすることによって、内人党虐殺の原因にさらに迫ることができる。啓（2010：第7章）は、いくつかの盟と旗以下の基層レベルの暴力の実態を統計数字とともに示しているが、それらは多くの犠牲者を出した典型例として提示されており、体系的な比較分析は行われていない。今後市・盟、県・旗以下のレベルでの比較研究の進展を期待したい。各レベルの指導者が果たした役割・責任については、特定のレベルや個人にすべての責任を帰すのではなく、各レベルの指導者が具体的にどのような役割を果たしたのかを、それら相互の関係とともに明らかにしておく必要がある。

次に③の内人党虐殺事件の組織的要因については、啓（2010：289－321）に詳しい。それによれば、内モンゴルにおける大規模な虐殺は盟・市から人民公社までの各レベルに設置された「群衆專政指揮部」を通じて行われた。「群衆專政（大衆独裁）」とは、「プロレタリアート独裁」の通俗的表現であり、「大衆に依拠して……反動階級に対する独裁を実行する」という毛沢東の言葉に基づいている。すなわち、「大衆の自覚を信頼し、大衆に依拠して検挙の手がかりを提供させ、大衆を立ち上がらせて悪人を監督させる」（啓2010：290）ことである。群衆專政指揮部は各レベルの革命委員会の下で、麻痺状態に陥っていた公安・検察・裁判所の機能を一手に代行し、大量の冤罪と拷問、即時処刑を生み出した。また、群衆專政指揮部の指揮の下、実際に拷問や虐殺に手を染めたのは「毛沢東思想宣伝隊」に組織された兵士や労働者、貧農・下層中農たちであった（楊2014：86－96）。

大変興味深いことに、啓が描き出した内人党虐殺の組織的背景は、筆者が検証した陝西省の多くの県での清隊のプロセスに類似している（谷川2007：第7章）。さらに内モンゴル自治区に隣接する陝西省榆林地区府谷県の県誌は、「群衆專政指揮部」は内モンゴルの経験を参考にして組織されたとしている（『府谷県誌』1994：583）。これは、肅清の組織的手段としての群衆專政指揮部が内モンゴルから陝西へと拡散していった可能性を示唆している。また金野（2016：30）によれば、群衆專政指揮部は青海省でも組織され、反対派組織のメンバーに対して虐待・体罰を行った。一方、陝西省では、群衆專政指揮部はすべての県で組織されたわけではなく、派閥抗争に勝利した一派が革命委員会の権力を独占し、抑圧的暴力を拡大させた県で多くみられたが、これについては後に述べる。

④の内人党虐殺の加害者と被害者を分けた集団の境界は、多くの研究者が民族であるとの見方に立っている。これは「民族の集団的記憶」として内モンゴルの文革

を捉える研究者（楊2009, 2014）のみならず、内人党事件について論じている大方の研究者がこの見方を共有している。ここで重要なことは、「階級」闘争であったはずの文革がなぜ（どのように）「民族」虐殺へと変質したのかについての、組織的プロセスが明らかにされる必要がある。具体的には、多くの論者が指摘するように清末以降高まった民族間の緊張を背景として内人党虐殺が生じたことは理解できるが、問題はなぜ文革中の1968年前後に（1930年代や50年代にではなく）この民族虐殺が惹き起こされたのかである。この場合例えば、ブラウン（Brown 2006）が中央指導者と自治区指導者の発言記録を内容分析の方法を用いて検証した手法が参考になる。つまり、中央指導者から地方の指導者へと指示が伝達されるなかで、その内容が「階級闘争」、「走資派」、「反革命分子」といった階級言説を基調としながらも、「民族分裂主義」、「裏切り者、スパイ」、「内人党」などの民族言説が挿入されることにより、階級闘争が民族虐殺へと変質していくプロセスを基層レベルも含めてより詳細に検証する必要がある。

広西における大量虐殺

今回のシンポジウムの報告者のうち宋永毅と蘇陽の2人は、広西チワン族自治区（蘇は広東省の事例を含む）における文革の虐殺について報告を行った。広西における虐殺については、これまでも鄭義（1993）による同自治区賓陽県の事例に関する詳細な調査報告が存在した。ここでは今回報告を行った蘇陽の研究（Su 2011）を中心に、より体系的、比較的な視点から広西における虐殺の発生原因とメカニズムを整理しておきたい。

蘇によれば、広西、広東における虐殺はこれまでホロコーストの説明に用いられてきた「国家政策モデル」（state-policy model）では説明できず、「共同体モデル」（community model）の概念枠組を導入する必要がある。「共同体モデル」は、集合的殺害（collective killings）を事前の計画に基づいた行為ではなく、特異な状況における創発的（emergent）な事象とみなしている点、国家の影響は間接的であるとしている点、そして国家ではなく共同体を分析単位とする点で、「国家政策モデル」とは異なる。具体的には、「共同体モデル」からみた場合、広西、広東の虐殺には以下の5つの相互に関連するプロセスが関わっているとみる。

①蘇はまず、共同体の歴史、伝統、文化によって形成される「集合的カテゴリー化」（collective categorization）のプロセスに注目する。共同体の成員を分類する際に用いられる基準は階級、民族、宗教、肌の色、言語、宗族など様々であるが、なかでも特に重要な境界となり得るのは「過去の抗争の歴史」である。過去の抗争は、人々の集合的アイデンティティを構築するための文化資源として、また新たな抗争の境界として容易に呼び起こされる。蘇は広西、広東での文革の虐殺には、漢民族

(特に客家)の宗族間の械闘が背景となったことを指摘している。しかし、このような歴史的に形成された集団間の境界は様々な社会に遍く存在するにもかかわらず、大量虐殺はまれであることも事実である。したがって、この種の集団間の境界は集会的殺害の予測にはあまり役に立たず、以下にみるその他のプロセスを通してのみ大量虐殺を惹き起こすと考えられる。

②次に、共同体内で潜在的な犠牲者が創出されるプロセスに焦点が当てられる。蘇はこれをH・ファイン (Fein 1979) の言葉を用いて、一部の人々を「道徳的義務の範囲」(universe of obligations) の外部に置くことであると述べている。毛沢東時代の中国の文脈では、これは土地改革やそれに続く一連の政治運動で「五類分子」(黒五類) とされ、「人民」の埒外に置かれた人々、そして文革の最も狂信的な状況下でスケープゴートにされた人々のことを指すことは明白である。しかし同時に、同様のプロセスは内人党事件でのモンゴル人虐殺にも見出すことができるのではなからうか。

③次に、共同体内で潜在的な殺人者が生まれるプロセスである。ここで蘇は、中央の指導者に加え、共同体レベル(県、鎮・人民公社、村・生産大隊・生産隊)の幹部や民兵幹部などの戦略的選択に注目する。なぜならば、当時の中央の政策・指示が「階級の敵を打倒する」ことであつたとしても、それを実行するかどうか(より正確にはどのような方法で実行するか)は基層幹部の戦略的選択に委ねられるからである。このようななか、実際に抹殺主義的殺害を実行するのは、一部の狂信的な基層幹部、民兵幹部のみである。それは基層の幹部が、政治的落伍者とされることの恐れや昇進への野心、政治的ライバルの追い落としなどの動機に基づいて行う戦略的選択の結果として行われる。

④加えて、共同体内で大量虐殺が行われるには、通常はこのような極端な暴力行為を抑制している法的制約が解除・停止されなければならない。すなわち、潜在的な殺人者は自らの行為が処罰されないと判断してはじめて、このような極端な暴力行為を実行に移すと考えられる。蘇はこのような状況が生まれる可能性として、以下の3つを挙げている。a) 国家やその指導者が殺人行為を処罰するために法を執行する意志をもたない場合、b) 国家やその指導者が法を執行する能力をもたない場合(国家の破綻)、c) 殺人者が共同体にもたらされた何らかの情報により状況を誤認した場合、である。文革の場合、これらの3つの要因が同時に重なり合い、共同体内には虐殺行為が処罰や制裁を受けない無法状態(lawlessnessであり、無政府状態anarchyではない。虐殺は秩序が回復されたのち、革命委員会の下で行われた)が生じていたと考えられる。

⑤最後に、法的制約のみならず、平時には共同体内で共有されている道徳的制約もまた解除・停止されなければならない。通常、殺人行為は救済・更生不能とみな

される犯罪者（法的処罰）か、交戦中の敵の戦闘員（戦時・戦場）に対して行われる場合にのみ（すべての社会においてではないが）道徳的に正当化され得る。多くの他の集団虐殺の事例と同様に、文革の虐殺の犠牲者は自らの犯した罪のためではなく、「自分が誰であるか」のために殺害された。つまり、これは文革の犠牲者の多くが犯罪者というよりもむしろ、敵の戦闘員か戦時における敵の協力者、反乱者とみなされていたことを意味する。中央指導者が「戦争フレーム」（war frame）を喧伝し、一種の疑似戦争状態が作り出されるなか、「黒五類」、「スパイ」、「裏切り者」とされた人々は、「現実」に敵と共謀しているものと認識され、それらの敵を抹殺することは道徳的にも正当化されるとの認識が共同体内に生まれたのである。

以上のような「虐殺の共同体」ともいうべき状況は、どのような条件の下で生じたのであろうか。蘇は県誌データに基づいた県レベルでの比較とインタビューを通じて、以下のような結論を導き出している。まず以上の①「集合的カテゴリー化」に関しては、蘇は各県の「民族構成」を比較し、広東、広西の場合、少数民族が多数を占める県ではなく、むしろ漢族、特に客家の多い県で死者数が多かったことを明らかにしている。蘇はこれを血縁集団（宗族）の紐帯の強さと「過去の抗争の歴史」（械闘の歴史）が背景となり、それが文革の階級闘争と結びついたためではないかとしている。なお、少数民族が人口の50パーセント以上を占める県では、虐殺による死者数が少なかったという知見は、内モンゴルに事例に照らし合わせたとき、大変興味深い。つまり、内モンゴルではモンゴル族が多数を占める地域よりも、漢族に対してモンゴル族が少数派の地位に置かれていた地域で、虐殺が生じたのではないかという仮説を導き出すことができる。

次に蘇はデータを基に、大量虐殺が遠隔の農村部で、人口に占める党員の割合も低かった（政治的統合度の低さを意味する）県で多く発生していたことを明らかにしている。これは、以上の④、⑤で指摘されたように、共産党国家は公安、軍などの治安機構を機能停止状態に置き、「戦争フレーム」を喧伝することを通じて、意図的・政策的に集合的暴力に対する法的・道徳的制約を解除・停止する一方で、遠隔地域や基層レベルでの暴力拡大を制御できなかったという矛盾を示している。つまり、文革の虐殺は「国家によるスポンサーの結果であるとともに、国家の破綻の所産でもあった」のである。

このような国家によるスポンサーと国家の破綻との狭間で、自己完結的な地域共同体の内部では「白日の下での残虐行為」（atrocities in plain sight）ともいうべき共同体秩序の転換（崩壊）が生じていた。それは通常なら異常な行為とみなされる公の場での殺人が一切の道徳的非難や介入、処罰を受けないような状態である。一定の期間、共同体の内部ではこのような法的・道徳的秩序の転換によって、異常な行為が異常とみなされないような状況が生まれていた。このような共同体秩序の転換

は、文革の虐殺のみならずセーレムの魔女狩り（植民地時代のマサチューセッツ）、イエドヴァブネのポグロム（ナチ支配下のポーランド）、ルワンダ虐殺などにみて取ることができる。

以上の蘇の広西、広東における文革の虐殺についての知見は、洞察的かつ多くの示唆を含むものである。一方、やや不明瞭な点も残されている。例えば、以上の③の殺人者を生み出すプロセスについては、基層幹部の戦略的選択に焦点が当てられているものの、具体的な動機についてはやや説得力に欠ける印象がある。これは蘇が省や県レベルでの政治プロセスを十分に考慮していないためであると思われる。そこで次に、県レベルの政治プロセスと暴力との関係に焦点を当てた2つの研究を紹介する。

チベットのニェモ事件

ゴールドスタイン、ジャオ、ルンドゥプ（Goldstein et al. 2009）は、文革の動乱のなかのチベットで発生した「ニェモ事件」についての研究である。「ニェモ事件」とは、1969年6月に神懸かりの尼僧に導かれた霊媒師や村民たちが20人以上のチベット人村民の手足を切断した上、派閥（ギェンロ派）リーダーたちの主導のもと解放軍兵士15名、幹部7名、基層幹部・積極分子32人を殺害したとされる事件である（Goldstein et al. 2009: 1）。このように「ニェモ事件」の暴力は本稿で検討している他の事例とはやや性質が異なるが、同じ時期に起こった集合的暴力として興味深い内容を含んでおり、ここで紹介しておく。

これまで「ニェモ事件」をめぐるのは、それを民族主義的な反乱とする見方（唯色2006）と、元農奴など貧しいチベット農民が1959年の「民主改革」で一旦手に入れた土地や家畜を人民公社に収用されることへの抵抗、すなわち主に物質的利害を強調する立場（Wang 2002）とが存在した。それに対し、ゴールドスタイン等は両派閥のメンバーや派閥に属さない住民へのインタビューを駆使して、ラサにおけるギェンロ派とニャムデ派の派閥抗争がニェモ県を含む周辺の各県に拡大していくプロセスや、ニェモ県のギェンロ派幹部が村民の支持拡大のために国家（基層幹部）による過重な穀物徴収への不満や人民公社化への不安を煽りつつ、同時に尼僧の神懸かりを利用して信仰深い村民を動員していくプロセスを詳細に描写している。

その上で著者等は、ニェモ事件を「中国人の『压制者』に対する自発的なチベット民族主義による蜂起ではなく……毛沢東主義的革命派（ギェンロ派）が対立する革命組織（ニャムデ派）から県の支配権を奪取するために綿密に計画した戦略の所産であった」（Goldstein et al. 2009: 162）としている。実際に、ギェンロ派の支持者には、経済的不満から参加した者、尼僧／霊媒師の神懸かりを信じ政府による宗教迫害に反感を抱いていた者、ただ単にギェンロ派幹部や霊媒師たちを恐れてギェン

ロ派に忠誠を誓った者など、多様な人々が含まれていた。そのため、民族主義か物質的利害かという二分法は、複雑な事象を単純化し、歴史的事実を歪めてしまう恐れがあると指摘している。

ゴールドスタイン等の分析で興味深い点は、ニェモ事件が県の実権がゲンロ派に独占され、県人民武装部など軍当局も派閥抗争に不介入の立場を採ったことによって生じた、国家権力から遮蔽された状況のなかで発生したとしている点である。ここで、国家の監視から遮蔽された状況での虐殺事件の発生という指摘は、先にみた蘇陽（Su 2011）の指摘と一見類似している。しかし同時に、この知見は県レベルでの派閥による権力の独占という政治プロセスに暴力拡大の原因を求めている点で、蘇の研究とは異なる。次に、陝西省農村部の各県における政治プロセスと抑圧的暴力との関係についての研究を取り上げる。

陝西省農村部における抑圧的暴力の拡大

谷川（2007：第7章）は、陝西省農村部における文革の抑圧的暴力についての研究である。文革の「抑圧的暴力」とは、1968年から70年にかけて、革命委員会樹立後に各レベル・地域で発生した上からの弾圧的暴力のことを指し、「階級隊列の純潔化」、「一打三反」など肅清運動を通じた上からの暴力である。暴力の主体は地方政府（革命委員会）と軍の指導者・幹部であり、直接の加害者は各レベルの群衆専政指揮部に指揮された民兵、派閥の武闘人員、兵士・労働者・貧農・下層中農からなる毛沢東思想宣伝隊員などであった。犠牲者は「黒五類」など「階級の敵」に加え、反対派のリーダー・成員と関係者であった。すでにみたように、文革による全死者数の4分の3はこの種の抑圧的暴力によるものであった（Walder 2014）。

谷川は当時陝西省に存在したすべての県（93県）の犠牲者のデータを、各県の政治プロセスや社会構造に関するデータ・記述と突き合わせた結果、県レベルにおける派閥抗争の収束から革命委員会樹立に至る政治プロセスが、その後の抑圧的暴力の程度に影響を与えていたことを明らかにした。そこには以下のような二段階のプロセスが関係していた。

- ① 県レベルでの派閥抗争の収束から革命委員会の樹立に至る異なる政治プロセスが、新たな権力機構の統治形態（派閥構成）の相違をもたらした。
- ② 派閥抗争収束の異なる政治プロセスが生み出した統治形態の違いが、その下での抑圧的暴力の程度に差異をもたらした。

具体的には、①の派閥抗争の収束には2つの異なるパターンがみられた。a) 一部の県では、地方部隊（多くの場合、県人民武装部）が地元の一部を支持したことに

より、比較的早期（1967年12月～1968年7月）に一派独裁の県革命委員会が成立した。しかしその他の地域・県では派閥組織間の武闘が拡大・長期化したために、中央が陝西省に対して武闘停止命令（「7・24布告」）を出し、大量の解放軍主力部隊が派遣された。b）それらの県では、進駐した主力部隊が強制的に武闘を停止させ、大衆組織の武装・動員解除を行うとともに両派間の調停を行い、両派對等の革命委員会を成立させた。

次に②に関しては、このような「一派独裁」と「兩派對等」という対象的な革命委員会がその下での肅清運動に大きな相違をもたらすことになった。端的に言えば、「清隊」による死者数は、一派独裁の革命委員会の下で拡大し、兩派對等の革命委員会では抑制される傾向がみられた。一方、「被迫害者数」（上述第2節参照）は、2つの統治形態の間で差異がみられなかったことから、抑圧的暴力は一派独裁の新たな地方政府の下で虐殺へとエスカレートしていったことがわかる。

では、なぜ抑圧的暴力は、一派独裁統治の下でエスカレートしたのであろうか。県誌の記述からは主に4つの特徴を見出すことができる。まず一派独裁の革命委員会は、対立派からの現実または認識上の脅威に晒されていた。革命委員会に組み込まれた派閥のリーダーは自らの権力強化のために、「新生の紅色政権」を守るためと称して対立派の弾圧と、みせしめ（「鶏を殺して猿を脅す」[殺鶏嚇猴]）のために「黒五類」の人々を殺害した。

また派閥抗争収束後の一派による権力独占は、一種の「機会主義的暴力」（Tilly 2003）を反対派と「階級の敵」に対して行使する「機会」をもたらした。「機会主義的暴力」とは、通常は機能している外部からの監視や法的制約から一時的に遮蔽された状況のなかで、個人や集団が普段は行うことのできない略奪や残虐行為を他者・他集団に対して行うことをいう。例えば、軍隊による略奪などがそれに当たるが、一派独裁の革命委員会の下で、支配派閥のメンバーたちは、権力独占の機に乗じて反対派への報復を行うとともに、「階級の敵」に対する見せしめの暴力を拡大させた。

次に、一派独裁の革命委員会の下では、反対派（新生の紅色政権に反対する者＝反革命とされた）や「黒五類」の人々に対して大衆独裁を行うとの名目で、「群衆專政指揮部」が設立された。群衆專政指揮部には、支配派閥の武闘人員が組み込まれ、公安・検察・裁判所の機能を一手に代行した。このため、この抑圧組織は事実上支配派閥が法と秩序を私物化し、一切の法的制約を受けることなく反対派の弾圧と「黒五類」の迫害を実行する手段となった。このように一派独裁の革命委員会の下では、「無法状態」というよりもむしろ「法の私物化」状態が生まれ、無数の冤罪や拷問、殺害が行われる土壌が形成された。

また、派閥による「法の私物化」をさらに深刻化させ、暴力の拡大を招いたのは、文革のもう一つの特徴である陰謀フレームの拡散である。いうまでもなく、文革そ

のものが毛沢東の壮大な陰謀説に基づいていたのであるが、地方の指導者・派閥リーダーたちは、当時蔓延していた陰謀フレームを縦に用いて、反対派に罪を着せることができた。陰謀説を弄して反対派のリーダーや関係者を連座させていく方法は、この時期派閥支配の常套手段と化していた。

一方、派閥間の武闘の長期化により解放軍主力部隊が進駐し、その調停によって両派對等の革命委員会が成立した多くの県では、抑圧的暴力は抑制される傾向があった。それは一派独裁の地方政府の場合と、ほぼ正反対の理由による。まず兩派對等の革命委員会は対立派の脅威に怯える必要はなく、そのため反対派弾圧のための抑圧組織（群衆専政指揮部）も組織されなかった。また、権力機構の内部では派閥勢力が均衡し、権力のチェック・アンド・バランスが働いた。そして最も重要な要因として、軍当局が兩派間の調停者として、また兩派對等の革命委員会を成立させた後援者として、派閥抗争の再燃を防ぐ役割を果たしたことが挙げられる。

このように、谷川は県レベルでの政治プロセスと権力構造に着目し、文革の抑圧的暴力との因果関係を明らかにした。抑圧的暴力は地方軍当局（人民武装部）と地元一派の癒着によって生まれた、一派独裁の革命委員会の下で拡大していった。文革の暴力は、国家の政策、民族関係、国際関係などのマクロ環境要因や、蘇陽が強調した共同体レベルのプロセスと構造に加え、このような国家と共同体をつなぐ結節点である県レベルでの政治プロセスにも左右されたのである。

4. おわりに

以上、マクロレベルの実態から個別の事例まで、文革の暴力についての最新の知見を概観した。そこから浮かび上がってくるものは、これまでの文革イメージとは大きく異なり、複雑で多様な文革の暴力の実態である。個別の事例研究はまだ初期的な段階にあり、今後さらに多くの地域や行政レベルを対象とした事例研究を行っていく必要がある。ここでは、本稿で検討した個別の知見を必要以上に一般化することはせず、いくつかの共通するパターンを抽出するとともに、今後の課題を確認しておきたい。

まずマクロ環境要因は、個別の地域に特有の歴史的・社会（民族）的要因と、国家の制度的要因の大きく2つに分けることができる。ここでは、地域に固有の要因を繰り返すことは避け、各事例に共通する国家の制度的要因について触れておく。蘇陽が指摘したように、国家指導者には中国国内の一部の人々を「道徳的義務の範囲」（または「人民」）の埒外に置く政策、そして文革発動に際しては「戦争フレーム」の喧伝・拡大といった、文革の大量虐殺の発生原因としては間接的ではあるが、

必要不可欠な要因をつくり出した責任が存在する⁵⁾。一方で、文革の発動に際して、毛沢東をはじめとする中央指導者が特定の範疇の人々に対する抹殺主義的殺害（ジェノサイド）のマスター・プランをもっていたとまではいえないのではなからうか。毛沢東らはむしろ自らの戦略的選択として「戦争フレーム」を喧伝し、暴力への法的・道徳的制約を低減させた結果、遠隔の農村地域に「虐殺の共同体」をつくり出してしまった。蘇がいうように、文革の大量虐殺にはまさに「国家によるスポンサーと国家の破綻」の両面をみて取ることができる。

一方、国家指導者によるスポンサーと「虐殺の共同体」の間に存在する地方・基層のリーダーシップの役割と政治プロセスについては、まだ不明な点が少なくない。内人党虐殺事件での滕海清の役割にみられるような省レベルの指導者に加え、県や人民公社レベルの指導者の役割と政治プロセスにも注目する必要がある。なぜならば、文革の人的犠牲者の規模は省ごとに異なっていたのみならず、県ごとにも大きな差異がみられたからであり、また多くの場合、大量虐殺は県以下の基層の共同体で行われたからである。

県や人民公社レベルのリーダーシップが果たした役割についての1つの手がかりは、共産党国家の官僚組織とリーダーシップがもつ一種の病理に関連している。毛沢東時代の地方・基層の指導者は、官僚機構を通じて上級から下級へと指示が下達される際に、党中央とその路線・政策への忠誠と献身を示すために、「成果」を挙げるのが要求される。これは大躍進のような生産運動でも、特定の政治的標的を掲げる粛清運動でも同じことであり、成果は具体的な数字で示さなければならない。仮に十分な成果を示すことができなかつた場合、その幹部は職務上の能力ではなく、党中央（＝毛沢東）への忠誠と献身が足りないものと判断され、二心ある者（裏切り者）、修正主義者、走資派などとされかねない。皮肉なことではあるが、一度造反派の攻撃により官僚機構が崩壊した後に、新たに打ち立てられた革命委員会もまた、同じ病理から逃れることができなかつたようである。革命委員会の下で多くの犠牲者を出した清隊もまた、このような基層幹部に対する組織的圧力の下で拡大していったと思われるからである。

最後に、基層レベルのリーダーシップと政治プロセスに関するもう1つの手がかりは、ゴールドスタイン等や谷川が指摘した派閥支配の影響であろう。一派独裁の革命委員会と、広西の「虐殺の共同体」や内モンゴルの民族虐殺の関係を明らかにしようとする場合、県・旗や人民公社レベルの政治プロセスを跡づける作業が必要となる。これには、資料的制約もあり困難も予想されるが、文革の大量虐殺・民族

⁵⁾ したがって、蘇の集会的殺害の「共同体モデル」を毛沢東等中央の指導者を免罪するものであるとの指摘は当たらない。

虐殺を理解する上で必要不可欠の作業であることから、今後の研究の進展が期待される。

参考文献

(日本語)

金野純「文化大革命における地方軍区と紅衛兵——青海省の政治過程を中心に」『中国研究月報』第70巻第12号、2016年12月、16-34頁。

谷川真一『中国文化大革命のダイナミクス』御茶の水書房、2011年。

——「周縁の文化大革命から文化大革命研究のフロンティアへ」楊海英編『フロンティアと国際社会の中国文化大革命』集広舎、2016年、25-43頁。

楊海英『墓標なき草原（上・下）』岩波書店、2009年。

——『ジェノサイドと文化大革命——内モンゴルの民族問題』勉誠出版、2014年。

(中国語)

府谷県誌編纂委員会編『府谷県誌』西安：陝西人民出版社、1994年。

郝維民主編『内モンゴ自治区史』呼和浩特：内モンゴ大学出版社、1991年。

啓之『内蒙文革実録——「民族分裂」与「挖肅」運動』香港：天行健出版社、2010年。

宋永毅「前言——中共的国家機器行為」、宋永毅主編『文革大屠殺』香港：開放雜誌社、2002年、15-26頁（宋永毅編・松田州二訳『毛沢東の文革大屠殺』原書房、2006年）。

図們、祝東力『康生与「内人党」冤案』北京：中共中央党校出版社、1995年。

唯色（沢仁多吉撮影）『殺却』台北：大塊文化、2006年（ツェリン・オーセル [ツェリン・ドルジェ写真、藤野彰・劉燕子訳]『殺劫（チャーチエ）——チベットの文化大革命』集広舎、2009年）。

鄭義『紅色紀念碑』台北：華視文化公司、1993年。

(英語)

Kerry Brown, *The Purge of the Inner Mongolian People's Party in the Chinese Cultural Revolution, 1967-69: A Function of Language, Power and Violence*, Folkstone, Kent, U.K.: Global Oriental, 2006.

Helen Fein, *Accounting for Genocide: National Responses and Jewish Victimization during the Holocaust*, New York: Free Press, 1979.

Melvyn C. Goldstein, Ben Jiao, and Tanzen Lhundrup, *On the Cultural Revolution in*

Tibet: The Nyemo Incident of 1969, Berkeley: University of California Press, 2009 (M・C・ゴールドスタイン、ベン・ジャオ、タンゼン・ルンドゥブ [楊海英監訳、山口周子訳] 『チベットの文化大革命——神懸かり尼僧の「造反有理」』風響社、2012年)。

Paul Hyer and William Heaton, “The Cultural Revolution in Inner Mongolia,” *The China Quarterly*, No. 36 (Oct.-Dec., 1968), pp. 114-128.

William R. Jankowiak, “The Last Hurrah? Political Protest in Inner Mongolia,” *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 19/20 (Jan.-Jul., 1988), pp. 269-288.

David Sneath, The Impact of the Cultural Revolution in China on the Mongolians of Inner Mongolia, *Modern Asian Studies*, Vol. 28, No. 2 (May, 1994), pp. 409-430.

Yang Su, *Collective Killings in Rural China during the Cultural Revolution*, Cambridge: Cambridge University Press, 2011.

Charles Tilly, *The Politics of Collective Violence*, New York: Cambridge University Press, 2003.

Andrew G. Walder, “Rebellion and Repression in China, 1966-1971,” *Social Science History*, vol. 38, no. 4 (January 2014), pp. 513-539.

Andrew G. Walder and Yang Su, “The Cultural Revolution in the Countryside: Scope, Timing, and Human Impact,” *The China Quarterly*, no. 173 (March 2003), pp. 82-107.

Wang Lixiong, “Reflections on Tibet,” translated by Liu Xiaohong and A. Tom Grunfeld, *New Left Review* 14 (March-April), pp. 79-111.